

7月以降の救急法等講習の一部再開について

当支部におきましては、現在、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和2年3月から6月末日まで赤十字救急法等講習の開催を全て中止しております。

7月以降は、緊急事態宣言の解除により、感染防止対策を講じたうえで、講習を下記のとおり一部再開することといたしました。

なお、今回再開しない講習につきましては、後日、再開時期等支部ホームページにて提示させていただきます。

また、このたび再開した講習も感染状況によっては再度中止とする場合もありますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 再開する講習（講習内容に制限を設けます。）
各団体様からの依頼による各種短期講習（救急法、水上安全法、幼児安全法、健康生活支援講習）
2. 再開日
令和2年7月1日（水）から
3. 申し込み条件
感染防止対策をすることが、講習申込みの条件となります。
以下の資料をご確認の上、支部へ日程調整のご連絡をお願いいたします。
 - ① 「赤十字救急法等短期講習会における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について」 (PDF 形式)
 - ② 別紙1「健康チェック表」 (PDF 形式)
 - ③ 別紙2「安全に講習を行うために、参加者の皆さんへのお願い」 (PDF 形式)
4. 新規受付開始日
令和2年6月22日（月）から（電話及びメールにて受付）
5. 引き続き中止する講習
 - (1) 支部が主催する救急法等各種講習（個人受講）
救急法基礎講習、救急員養成講習、水上安全法救助員Ⅰ・Ⅱ養成講習
幼児安全法支援員養成講習、健康生活支援講習支援員養成講習
幼児安全法短期講習、健康生活支援講習短期講習
 - (2) 各団体様からの依頼による一般普及講習
救急法基礎講習、救急員養成講習、水上安全法救助員Ⅰ・Ⅱ養成講習
幼児安全法支援員養成講習、健康生活支援講習支援員養成講習
6. その他
ご不明な点等ございましたら、事業推進課までお問い合わせください。

担当：事業推進課（東沢・西本）

TEL：082-545-5111

Email：kousyu@hiroshima.jrc.or.jp